平成２６年（フ）第１８１１号
大阪府八尾市弓削町３丁目15番地　ユゲパークハイツ２Ｆ東端
債務者　中西　孝宏
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２６号
大阪市住吉区遠里小野５丁目５番25号
債務者　山中　祥弘
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７６号
大阪府交野市私部１丁目９番５―303号、前住所大阪府交野市私部西１丁目47番１―603号
債務者　今西　光子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４５号
大阪市大正区泉尾２丁目８番８―908号
債務者　宮城　孝明
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７号
千葉県印旛郡栄町酒直台１丁目８番９号
債務者　飯嶋　尊明
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７８号
千葉県成田市並木町120番地23　グリーンヴィラ並木101
債務者　河野　雄次
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８１号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台３丁目11番４号
債務者　増子　信也
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８４号
千葉県佐倉市上志津原353番地７　パッシオーネＧ201
債務者　多々良博之
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６２号
新潟県魚沼市小平尾451番地
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
埼玉県白岡市小久喜328番地56、旧住所埼玉県北本市中丸７丁目163番地７
債務者　高野　秀司
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
埼玉県川口市大字安行原1240番地の27
債務者　千葉　利佳
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
岩手県北上市鍛冶町１丁目11―36、住民票上の住所岩手県北上市鍛冶町１丁目11番34号
債務者　福島まゆみ
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４５号
岩手県北上市鍛冶町１丁目11―36、住民票上の住所岩手県北上市鍛冶町１丁目11番34号
債務者　福島　健太
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３９７号
埼玉県川口市上青木１丁目14番39―101号
債務者　服部　花子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４３６号
埼玉県上尾市大字平方4023番地２　ＹＳマンション303
債務者　吉田　広美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
埼玉県川口市大字大竹253番地の３
債務者　皆川　忠雄
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
愛知県豊田市東新町１―45　サーブラスワン高須101号、住民票上の住所愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田23番地　サンハイツ101号
債務者　大西　弘記
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係